

奈良県広域水道企業団職員定数条例をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第5号

奈良県広域水道企業団職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業長の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時の職にある者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、42人とする。

2 前項の定数には、次に掲げる職員を含まないものとする。

(1) 休職を命ぜられている職員

(2) 育児休業をしている職員

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員

(4) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員

3 前項各号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の数が第1項に規定する職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から1年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。